（運用規程の変更の認可）

第三十条　運用規程の認可を受けた者は、運用規程を変更しようとするときは、申請書に運用規程の変更部分の抜粋三部及び変更に係る前条第四項各号に掲げる書類を添付して国土交通大臣に提出し、その認可を受けなければならない。　（新設）

（運用規程の認可の失効及び取消し）

第三十一条　運用規程の認可を受けた者が、死亡し、若しくは解散したとき、又は運用規程の認可に係る事業を廃止したときは、運用規程の認可は、その効力を失う。

２　国土交通大臣は、運用規程の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、運用規程の認可を取り消すことができる。　（新設）

一　前条の規定による変更の認可を受けないで、第三十八条第一項の規定により法第六条ノ四第一項の認定（以下この章において「認定」という。）を受けた者に供与した運用規程を改訂したとき。

二　第三十八条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三　認可を受けていない運用規程に認可を受けた旨を記載して、認定を受けた者に供与したとき。

（遠隔支援業務）

第三十二条　法第六条ノ四第一項の国土交通省令で定める業務は、船舶又は物件の状態に関する情報を収集し、及び当該情報を分析し又は当該物件を制御し、並びに当該分析の結果又は制御の結果に基づき、当該船舶又は物件の保守管理に資する情報その他の船舶の航行に資する情報の提供を行う業務とする。　（新設）

（認定）

第三十三条　認定は、認可を受けた運用規程に係る船舶又は物件の類型ごとに、その遠隔支援業務の能力について行う。

２　認定は、船舶又は物件の範囲について必要な限定をして行うことができる。　（新設）

（認定の申請）

第三十四条　認定を受けようとする者は、事業場認定申請書（第十一号様式）に次に掲げる書類を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　認定に係る運用規程を当該運用規程の認可を受けた者が認定を受けようとする者に供与することを承諾したことを証する書類

二　次条第一項第二号から第六号まで及び第八号に掲げる基準に適合することを説明する書類

三　認定に係る遠隔監視設備等又はこれらに類するものの運用の実績を記載した書類　（新設）

２　国土交通大臣は、前項に規定するもののほか認定のため必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

（認定の基準）

第三十五条　認定の基準は、次のとおりとする。

一　認定に係る運用規程の認可を受けた者から当該運用規程の供与を受けていること。

二　次に掲げる設備を有すること。

イ　船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第十二条に規定する遠隔支援業務用設備等を備え付けた船舶を対象として、認定に係る第三十二条に規定する収集及び分析又は制御並びに提供を行うことができる設備　（新設）